

高浜原発差し止め仮処分

異議審の審理終結

福井地裁 決定日は示さず

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の再稼働差し止めを命じた仮処分決定を不服として、関電が申し立てた異議の第4回審尋が13日、福井地裁であった。林潤裁判長は「必要な審理は尽くされた」として審理を終結した。決定を出す時期は明らかになかった。

2基は原子力規制委員会の審査を終え、再稼働前の最終手続きとなる使用前検査に入っている。関電は当初、11月の再稼働を目指していたが、審査の遅れを理由に計画を見直し、3号機は12月下旬、4号機は来年1月中旬の再稼働を目指すとしている。仮処分決定を覆す判断が出ない限り、2基は法的に再稼働がで

きない状態が続く。再稼働差し止めを申し立てた住民側によると、林裁判長は審尋で「一定の判断を出す時期が来ている」と述べ、決定時期について「常識的な範囲で出す」とした。住民側によると、基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)の策定方法の合理性、

施設の耐震安全性などが争点となっていた。住民側弁護団の河合弘之共同代表は「主張し残したことはない」と述べた。審理の終結を受け、関電は「科学的、専門的知見に基づき主張、立証してきた。裁判所には仮処分命令を取り消す判断

をしていたらきたいと考えている」とのコメントを出した。福井地裁は、同時に審理を進めていた大飯原発3、4号機(おおい町)の差し止め仮処分についても同日審尋を終え、判断を出す方針を示した。

(釜辰則)